

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成29年11月22日

株主各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
リニューアブル・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 眞邊 勝仁

当社は、平成29年11月13日（月）開催の当社取締役会において、平成29年12月8日（金）をもって当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により、株式の割当を受ける権利の基準日を平成29年12月7日（木）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年12月8日（金）をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数2,300,000株を23,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以 上